

高齢者のみなさんへ 在宅福祉サービスなどのご利用を

「広報一宮7月号P22.23」、「高齢者のための在宅福祉ガイド」（市の資料）より一部紹介します。

問い合わせ先 高年福祉課 ☎28-9021

● 1人暮らしの方

緊急連絡通報システム

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方など
- ◆内 容 電話回線を保有している方に緊急通報装置を貸与（電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線も貸与）し、高齢者の安否確認と緊急時の迅速な対応を行う。
- ◆負担金 設置工事費は原則無料（工事により実費負担あり）
受付センターへの通報にかかる通話料は無料

*利用者の声

トイレや風呂の時が心配なので設置しました。ペンダント式もあります。月 1 回受付センターから「いかがですか」と電話があります。（80 代男性）



配食サービス（1食 330～570 円）

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上の 1 人暮らしの方など（病弱な高齢者世帯も含む）で調理が困難な方
- ◆内 容 毎日（希望により特定の曜日のみも可）昼食を配達し安否確認を行う。
- ◆負担金 1 食につき 330 円～570 円（業者やメニューにより異なる）

日常生活用具給付

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上の 1 人暮らしなど（病弱な高齢者世帯も含む）ただし、市民税非課税世帯に限る。
- ◆内 容 住宅用火災警報器・電磁調理器を支給し、安全な日常生活が営めるよう支援
- ◆負担金 無料



● 寝たきりの方

ねたきり高齢者等見舞金支給（月 3,000 円）

- ◆対象者 要介護 4・5 と認定された方で、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所していない方
- ◆内 容 重度の介護が必要な方に対し、月額 3,000 円の見舞金を支給
- ◆支払方法 8・12・4 月に、3 か月前までの月分の見舞金を本人名義の口座に振り込む

寝具洗濯乾燥

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上の寝たきり・1 人暮らしの方
- ◆内 容 在宅でねたきりの高齢者、1 人暮らしの方に年度に布団・毛布各 2 枚以内で 4 回、寝具の洗濯乾燥を行う
- ◆負担金 無料



訪問理美容サービス

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上の在宅で寝たきりの方
- ◆負担金 1 回 1,050 円（訪問理美容利用券を年 6 枚交付）

● 介護が必要な高齢者の家族

家族介護用品給付

- ◆対象者 市民税非課税世帯で要介護 4・5 と認定された方を在宅で介護している家族
- ◆内 容 重度の介護が必要な方を在宅で介護している家族に年 6 万円を限度として紙おむつ等の介護用品を支給



認知症高齢者搜索支援サービス

- ◆対象者 おおむね 65 歳以上の認知症などの症状により道に迷う可能性のある方を在宅で介護している家族
- ◆内 容 道に迷う可能性のある認知症高齢者を介護している家族等に高齢者が行方不明となった場合、居場所を早期に早期発見できる専用システムを活用し、家族等が安心して介護できるよう支援する
- ◆負担金 月 380 円

「高齢者の福祉サービス」は裏面にも掲載しています。

認知症高齢者個人賠償責任保険

- ◆対象者 「認知症高齢者捜索支援サービス」を申請してシステムを利用している方
- ◆内 容 認知症状がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の賠償責任を負った場合、最大5億円を限度に被害者に支払うべきお金を保障する
- ◆負担金 無料



● その他の高齢者福祉サービス

福祉タクシー料金助成

- ◆対象者 満85歳以上の方
- ◆内 容 福祉タクシー・リフト付きタクシーの初乗り運賃が助成される利用券を年度に30枚交付する。年度途中で申請のあった方は、申請月以降の利用券を交付する。生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯で、通院等で必要な方には、年度中に再度申請を受け付け、30枚交付を受けることができる。

*市民の声

2022年10月から90歳が85歳に対象年齢が広がり、喜んでます。さらに80、75歳と広げる、お迎え料金も無料にする、チケット制にするなどの検討をしてほしい。
高齢者が安心して病院や買い物に出かけられるようにしてほしい

「愛の杖」の交付

- ◆対象者 おおむね65歳以上の歩行が不自由な方
- ◆内 容 歩行が不自由な高齢者に杖を支給し、歩行や外出を支援する。
- ◆負担金 無料



ふれあい収集

- ◆対象者 介護保険で要介護1以上の認定を受けている65歳以上の高齢者・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけで構成する世帯
- ◆内 容 家庭ごみを集積場所などへ自分で持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が訪問し、玄関先で一声かけて安否を確認したうえでごみ収集します。



ヘルプマークについて

*一宮市ホームページより

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。



- ♥ 配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方
- ♥ 配布場所 障害福祉課（本庁舎2階）、尾西事務所窓口課（尾西庁舎1階）、木曽川事務所総務窓口課（木曽川庁舎1階）、一宮保健所
- ♥ 配布方法 配布対象者、その代理人（家族や支援者など）からの、上記配布場所での口頭による申し出により配布します。
- ♥ そ の 他 ヘルプマークを着用した方を見かけた場合は、困っている様子の場合に声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



♥1人で悩まないで 市の窓口・電話で気軽に相談しましょう

○女性悩みごと相談

本庁舎4階
☎ 28-9149

- ・家庭内や男女間の問題、夫や恋人からの暴力(DV)など、悩みや困りごとなどの相談を受けます。話す中で解決の糸口が見えてくるかもしれません。
- ・月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く）午前10時～正午、午後1時～4時30分
- ・面接（1回60分程度）、電話（1回20分程度）

○福祉総合相談室

本庁舎2階
☎ 28-9145

- ・生活保護受給者以外で、経済的に苦しく生活に困っている方を対象とした生活に支援を行う相談窓口。
- ・面接（できるだけ予約の電話を）電話での対応も
- ・月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分

○市民総合相談

ききょう会館5階
☎ 73-4363

- ・生活上のトラブルや諸問題を聞きます。事前申し込みは不要です。
- ・開催日に電話かけるか直接会場に来てください。
- ・月曜～金曜日（祝休日、金曜日の午後は除く）午前8時30分～午後5時15分

<問い合わせ先> 一宮市役所高年福祉課 ☎28-9021

その他、いろいろな無料相談があります。（広報一宮 7月号 P27 参照）